

一 解 決

前報ノ通り去應調停課ニテ労資双方ヲ交々招致シ調
停ニ努メツ、アリシカモ日調停成立シ別記ハ覺書ヲ
作成解決シタリ

事業主ハ解雇者ヲ別記ハ、通り決定シ夫々通知ヲ發
セリ

労働者側ノ一部ニハ解決條件ニ不満ノ者アリシモ幹
部ノ統制ニ服シテ解決條件ヲ容レ廿一日争議團解散
式ヲ舉行シ被解雇者ニハ残留労働者各自金ニ円疋ヲ
賦出シテ贈興スル事ニ決定セリ

左及申(通)報候也

貴書

東京ニミリン 労働者側ニ會社ハ本社吾等工場兼従業員ノ労働争議ハ今回
調停官ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書
三通ヲ作成シ両当事者双方及調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

記

- 一 會社ハ職機科工員ノ定給が出来高率給ニ比シ特ニ過位アル者
ニ對シテハ次期ノ回給給期ニ於テ一般ヨリモ割良キ算給ヲ行フコト
- 一 初任者ハ規定ノ許ス範圍ニ於テ可及的高ヲ以テ採用スヘシ努ムルコト
- 一 回給者ノ定給不均衡ナルモノハ次期ノ算給期ニ於テ可及的均衡ヲ保ツヘ
シ努ムルコト
- 一 會社ハ最ニ發表シタル工員ノ懲戒ハ今ヲ取消スコト
- 一 會社ハ男工員二十五名女工員十名ヲ解雇スルコト
- 一 會社ハ解雇者ニ對シ規定ニ依リ退職手当金ノ外此際持ニ夫々金
一封ヲ支給スルコト

- 一 會社ハ争議團ニ對シ金一封ヲ支給スルコト
- 一 財字運動會ハ年一回之ヲ實施スルコト
- 一 深夜業ノ問題ハ會社ニ於テ研究中ナルヲ以テ廢止後ニ於ケル賃銀支給